

意見書案第 1 号

電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続に関する意見書の提出について

上記の議案を会議規則第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 20 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 杉 崎 隆 之

電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続に関する意見書

本年5月から、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類感染症へと移行し、経済状況もGDPが年率換算予測で2.7%増という政府発表もあり、国民生活はコロナ前の姿にほぼ戻ろうとしている。

しかしながら、終結が見えないロシアによるウクライナ侵攻の影響、さらに石油輸出国機構(OPEC)とロシアなど非加盟の主要産油国で組織している「OPECプラス」が、協調減産を2024年末まで延長することを決めるなど、世界規模で経済不安が高まっている。食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料といった国民生活や経済活動に不可欠な物資の安定供給が滞り、サプライチェーンの問題が続くおそれもある。加えて、最近の円安の進行による輸入物価の上昇が家計や輸入を主とする企業等に与える影響も顕著になっている。

厚生労働省が、6月6日に発表した4月の実質賃金は前年同月比3.0%減で、物価高騰に伴い13ヶ月連続で前年同月比が減少している。さらに、この6月から関西、中部、九州を除く各電力会社が規制料金の値上げを実施し、標準的な家庭の値上げ幅は14%から42%となり、燃料費の上昇が落ち着いたとはいえ、国は物価高が続く経済環境において値上げを認可すべきではなかったはずであり、家計や商工農業事業者に大きなダメージを与えることは間違いないものと見られている。本年1月から国において、電気・ガス価格激変緩和対策事業を行い、電気代、ガス代の負担軽減策を図ってきたが、この事業は本年9月に終了を予定している。事業終了後には、特に電気代の高騰が家計や経済活動に大きなダメージを与えることは明白である。

よって国においては、本年9月に終了を予定している、電気・ガス価格激変緩和対策事業について、国民生活の安定と社会状況を考慮し、10月以降も継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

神奈川県高座郡寒川町議会
議長 天利 薫

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
経済産業大臣	西村康稔殿